

平成２６年度与党税制改正大綱に関するコメント

１２月１２日、「平成２６年度与党税制改正大綱」が決定された。

本会としては、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税とゴルフ場利用税について、現行制度を堅持するよう求めてきたが、その主張が認められたことに対し、与党関係者の方々に感謝申し上げる。

また、車体課税の見直しにあたっては、確実かつ安定的な代替財源の確保を前提とするよう求めてきたところであり、軽自動車税の税率が引き上げられることは評価できるものの、四輪等の軽自動車については平成２７年度以降の新規取得車を対象としているなど、代替財源として必ずしも十分なものとなっていないため、安定的な財政運営に支障が生じることがないように、確実な財政措置を講ずることについて強く要望する。

さらに、地方法人課税の見直しにあたって、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の原資とすることは、地域間の税源の偏在性を是正する措置であるが、これのみで終わるのであれば地方分権にも逆行することになるため、消費税の地方消費税化等についても引き続き検討されたい。また、その具体化にあたっては、中核市を含む地方側と十分な協議のもとに行うよう要望する。

平成２５年１２月１７日

中核市市長会会長 豊橋市長 佐原光一